

2面のついで

生涯学習の分野につきまして、新しい日常と環境問題に対応した市民の学びの場を確保するため、中央公民館における無線LANの整備など、社会教育施設の設備改修を進めてまいります。

スポーツの分野につきましては、3月4日から開催される北京2022パラリンピック冬季競技大会のアルペンスキー競技に、あきる野ふるさと大使の森井大輝選手が出場されますので、市民の皆様の応援をお願いするとともに、これを一つの機会と捉え、障がい者スポーツを更に推進してまいります。

新学校給食センターにつきましては、昨年8月に、日の出町と締結した「新学校給食センター共同整備に関する基本協定書」を踏まえ、安全・安心でおいしい学校給食を児童・生徒に提供できる施設の整備を目指し、基本設計等を進めてまいります。

子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)

これまでの子育て世帯への臨時特別給付金の基準日以降に離婚(離婚協議中を含む)や配偶者からの暴力(DV)などを理由に別居したため、お子さんを養育しているにもかかわらず、給付金を受け取れなかった方へ給付金を支給します。

▽支給対象者

①令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、9月1日以降の離婚等で、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方

②令和3年9月30日において高校生等(平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出した児童)を養育していた

納税などには便利な口座振替をより利用ください

行政力の強化

策定作業を進めてまいりました「第2次あきる野市総合計画」につきましては、総合計画審議会から答申をいただき、令和4年第1回定例会3月定例会議に議案として提出するに至りました。第2次計画案の取りまとめに当たり、市民の皆様、議員の皆様から、多くのご意見、ご指摘等をいただき、感謝申し上げます。

令和4年度におきましては、第2次計画の進捗管理の仕組みを構築するとともに、同計画に位置付けた「非核平和都市宣言の発信」に向けた取組等に着手してまいります。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進につきまして、個別施設計画を踏まえ、各施設の状態に応じた長寿命化等の取組を進めてまいります。行政財政改革につきましては、

自主財源の確保、民間活力の導入等を着実に推進するため、新たな計画づくりを進めてまいります。

自治体DXの推進につきましては、組織改正において、担当課を企画政策部に移すなどの体制強化を図るとともに、デジタル化に関する将来ビジョンを明確にするための方針策定に取り組みを進めてまいります。また、利用しやすいオンラインサービスの提供やデジタル化の推進、情報セキュリティ対策の強化を並行して進めてまいります。

以上、令和4年度の主要な施策について述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束するよう、全力を尽くしていく決意を改めて申し上げます。令和4年度の施政方針といたします。 ※令和4年度の教育方針は、3月15日号に掲載する予定です。

手続きはお済みですか

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。老齢・障害・遺族基礎年金を受けている方のうち、令和3年度(令和2年分)の所得が低下したことで、新たに支給対象となる方には、昨年9月に日本年金機構から、請求手続の案内が送付されています。年金生活者支援給付金請求書」を提出していただく。

※すでに給付金が支給されている方で、引き続き要件を満たしている場合、翌年度以降の手続きは原則不要です。

令和3年7月2日以降に非課税世帯になった方へ

「老齢年金生活者支援給付金」は、同じ世帯に市・都民税が課税されている世帯員がいると、

支給されませんが家族の死亡・住所変更・世帯分離などで世帯全員が非課税になったときは、給付金が支給されることがあります。確認が必要な方は年金証書(基礎年金番号)を準備の上、お問い合わせください。

▽支給要件(老齢年金生活者支援給付金) ●65歳以上で老齢基礎年金を受けている ●前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下 ●同一世帯の全員が市・都民税非課税であること

▽支給開始 請求手続をした月の翌月分から ※さかのぼって支給は、ありません。 ●放置・放任：食事や排泄、入浴、洗濯などの身の世話を介助をしない、必要な介護保険サービスや医療を受けさせないなど、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させたり、不当に保持しない ●経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する

▽問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(☎0428・30・3410) せなどによって精神的に苦痛を与える ●放置・放任：食事や排泄、入浴、洗濯などの身の世話を介助をしない、必要な介護保険サービスや医療を受けさせないなど、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させたり、不当に保持しない ●経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する

増戸小学校が「地域の防災防炎功労賞」の優秀賞を受賞しました

東京消防庁において、第18回地域の防災防炎功労賞の表彰式が行われ、増戸小学校が優秀賞を受賞しました。この表彰は、増戸小学校が、地域と連携して創意工夫を凝らした特色ある総合防災教育を継続的に実施し、地域の防災行動力の向上に貢献していることが認められ、表彰されたものです。

減免世帯へ指定収集袋を交付します

次に該当する世帯に令和4年度分の指定収集袋を交付します。対象の①から④までに該当し、非課税調査の同意書を提出の方と⑤から⑧までに該当する方に、申請書などを送付しますので、手続きをお願いいたします。

▽交付日時・場所 表のとおり ●対象 ①65歳以上の方のみの世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯 ②身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯 ③東京都愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯 ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯 ⑤生活保護受給世帯 ⑥児童扶養手当受給世帯 ⑦特別児童扶養手当受給世帯 ⑧国民年金の遺族基礎年金受給世帯で、事前に受給調査の同意書を提出した世帯

▽持ち物 申請書(必要事項を記入済みのもの) ④4月以降の交付場所 生活環境課、五日市出張所市民総合窓口係

▽その他

表 減免対象者の指定収集袋交付日程

Table with 3 columns: 期日, 時間, 場所. Rows include dates from 3/10 to 3/23 and locations like 五日市保健センター and 市役所本庁舎1階.

●交付日までに申請書等が届かない場合は、お問い合わせください。 ●発熱等の症状がある方は、表の日程での手続きをお控えいただき、4月以降の交付場所へ手続きしてください。 ●お越しいただく際は、マスクを着用するなど、感染症対策にご協力ください。 ⑤問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)